

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、

- 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備
- 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

等を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令案について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

なお、別紙のほかに、政令案について、新旧対照表を公表しております。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 意見提出先  | インターネット                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子政府の総合窓口 e-Gov</li> <li>パブリックコメント意見提出フォーム</li> <li>・ 電子メール<br/>(koutsukikakuka2@npa. go. jp)</li> </ul> ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 |
|        | 郵送                                     | 〒100-8974<br>東京都千代田区霞が関2-1-2<br>警察庁交通局交通企画課法令係<br>パブリックコメント担当   |
|        | F A X                                  | 03-3581-9337<br>※ 1枚目に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。  |
| 意見提出期間 | 令和3年11月5日（金）から<br>令和3年12月4日（土）までの間（必着） |   |

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙の改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙の3(1)ア(ア)についての意見…」

〈 凡 例 〉

改正法： 道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）をいう。  
新法： 改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。  
旧法： 改正法による改正前の道路交通法をいう。  
改正令： 道路交通法施行令の一部を改正する政令案をいう。  
新令： 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。

## 1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

## 2 根拠となる法令の条項

道路交通法第57条第1項、第85条第5項及び第6項、第88条第1項第1号及び第2項、第90条第1項ただし書、第91条の2第2項、第96条第2項、第3項、第5項第1号及び第2号並びに第6項、第97条の2第1項第3号及び第5号並びに第4項、第100条の2第1項本文及び第4号、第101条の3第1項ただし書、第101条の4第1項ただし書及び第3項、第102条第5項、第102条の2、第102条の3、第104条第5項、第104条の2の3第3項、第104条の2の4第2項並びに第104条の4第2項、同法第105条第2項において読み替えて準用する同法第104条の4第5項並びに同法第107条の2、第108条第1項、第112条第1項、第114条の6並びに第125条第1項及び第3項

## 3 改正の概要

### (1) 高齢運転者対策の推進に関する規定の整備

#### ア 運転技能検査に関する規定の整備

- (ア) 運転技能検査の対象となる基準として、運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の160日前の日前3年間に基準違反行為をしたことがあること等を定めることとする。(新令第34条の3第4項及び第37条の6の3関係)
- (イ) 基準違反行為として、普通自動車等の運転に関し行われた信号無視等の違反行為を定めることとする。(新令第34条の3第5項関係)
- (ウ) 運転技能検査手数料の標準について、別表のとおり定めることとする。(新令第43条第1項関係)

#### イ 申請による運転免許の条件の付与等に関する規定の整備

- (ア) 申請による運転免許の条件の付与等の基準として、申請による運転免許の条件の付与及び変更は、当該申請をした者が次のいずれにも該当しない場合に行うものとすることを定めることとする。(新令第33条の6関係)
  - ・ 当該申請に係る条件の付与等をして、運転することができる自動車等の種類その他自動車等を運転することについての条件が実質的に変更されることとならないとき。
  - ・ 都道府県公安委員会による審査の結果、当該申請に係る運転免許に付されている条件を変更することが、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図る上で適当でないと認められるとき。
- (イ) 申請により運転免許に付され、又は変更された条件に違反して運転する行為について、免許条件違反(基礎点数2点の一般違反行為)として定めることとする。(新令別表第2関係)

### (2) 運転免許の受験資格の見直し等に関する規定の整備

ア 19歳から大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習として、大型自

自動車等の運転に必要な適性に関する教習であつて都道府県公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを定めることとする。(新令第32条の7、第32条の8並びに第34条第5項及び第8項関係)

イ 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で大型自動車免許等の運転免許試験を受けるための教習として、大型自動車等の運転に必要な技能に関する教習であつて都道府県公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程により行うものを定めることとする。(新令第34条第2項、第4項、第7項及び第10項関係)

ウ 普通自動車免許等を受けていた期間が通算して2年以上で第二種運転免許の運転免許試験を受けることができる者から、旅客自動車等の運転に関する教習を行う施設で都道府県公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者を削除することとする。(新令第34条第6項及び第9項関係)

エ 19歳から大型自動車免許等の運転免許試験を受けることができる者から除かれる者として、基準該当若年運転者に該当したことがある者で若年運転者講習を終了していない者、特例取得免許の取消しを受けた者等を定めることとする。(新令第32条の7、第32条の8及び第34条第11項関係)

オ 若年運転者講習の対象となる基準として、若年運転者期間にした違反行為の合計点数が3点以上(1回の違反行為で3点となる場合を除く。)となること等を定めることとする。(新令第37条の10関係)

カ 若年運転者講習終了者に係る特例取得免許の取消しの対象となる基準として、若年運転者講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間にした違反行為の合計点数が3点以上(1回の違反行為で3点となる場合を除く。)となること等を定めることとする。(新令第39条の2の2関係)

キ 若年運転者講習の講習手数料の標準について、別表のとおり定めることとする。(新令第43条第1項関係)

### (3) その他

ア 自動車の積載の制限について、

○ 積載物の長さにあつては、自動車の長さの1.2倍を、

○ 積載物の幅にあつては、自動車の幅の1.2倍を、

それぞれ超えてはならないこととする。

また、積載の方法について、自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出してはならないこととする。(新令第22条関係)

イ 運転免許試験の一部免除の対象となる特定失効者又は特定取消処分者から除かれる者として、運転免許が失効し、又は一定の病気等を理由とする運転免許の取消しを受けた後に一般違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をして運転免許の拒否処分の基準に該当した者等を定めることとする。(新令第34条の3第2項第2号及び第6項第2号関係)

ウ 特定失効者又は特定取消処分者で、原動機付自転車免許以外の運転免許であつて原動機付自転車を運転することができるものを受けていた者については、原動機付自転車免許の運転免許試験の一部(学科試験)を免除することとする。(新令

第34条の5 関係)

エ 臨時適性検査を行うことができる場合として、運転免許を受けた者の身体の状態に照らして、その者が自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠いているおそれがあると認められるときを定めることとする。(新令第37条の7 関係)

オ 我が国と同等の水準の運転免許制度を有する国又は地域として政令で定めるものからエストニア共和国を削除することとする。(新令第39条の4 関係)

カ 認知機能検査手数料及び高齢者講習の講習手数料の標準について、別表のとおり改めることとする。(新令第43条第1項)

キ その他所要の規定を整備することとする。

#### 4 施行期日

改正法の施行の日（令和4年5月13日）とする。ただし、3(3)オについては、公布の日から施行する。